臓器の移植に関する法律施行規則及び「臓器の移植に関する法律」 の運用に関する指針(ガイドライン)の一部改正について

改正の概要

- (※) 2は施行規則、1、3及び4はガイドライン事項
- 1 臓器提供に係る意思表示について
- (1) 拒否の意思表示については、年齢に関わらず有効とする。 (提供の意思表示は現行通り15歳以上のみ有効)
- (2)知的障害者等の臓器提供に関する有効な意思表示が困難となる障害を有する方については、年齢に関わらず臓器摘出を見合わせる。
- 2 小児の脳死判定基準について

平成 21 年度の研究班の検討結果を踏まえ、小児の特性を踏まえた基準を策定し、追加する。

- ※1 生後12週未満は、脳死判定を行わない
- ※2 1回目と2回目の判定間隔は24時間以上(6歳以上は6時間以上)
- 3 小児からの臓器提供を行う施設について 小児からの臓器提供を行う施設は、
 - ① 救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う施設であること
 - ② 虐待防止委員会等の虐待を受けた児童への対応のために必要 な院内体制が整備されていること を要件とし、こども専門病院(県立こども病院等)を加える。
- 4 虐待を受けた児童への対応について

児童の診療に従事する者は、診療の過程において、チェックリストなどを活用し、病院として虐待が行われた疑いがあるかを確認する。 この結果、虐待の疑いがあると判断した場合、臓器提供は行わない。

省令公布日·通知発出日 平成 22 年 6 月 25 日

施行日

平成 22 年 7 月 17 日